

令和6年2月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第4144号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和元年(ワ)第16225号)

口頭弁論終結日 令和5年10月26日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

深沢 レナ

山 本 裕 夫

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区戸塚町1-104

被 控 訴 人

同代表者理事長

同訴訟代理人弁護士

W

(以下「被控訴人 W」という。)

伊 藤 ま ゆ

学 校 法 人 早 稲 田 大 学

(以下「被控訴人大学」という。)

田 中 愛 治

水 橋 孝 徳

河 崎 健 一 郎

福 島 健 史

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、88万円及びこれに対する被控訴人 W につき令和2年2月21日から、被控訴人大学につき同月20日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被控訴人大学は、控訴人に対し、11万円及びこれに対する令和2年2月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じて、控訴人に生じた費用はこれを60分し、その8を被控訴人らの連帯負担とし、その1を被控訴人大学の負担とし、その余を控訴人の負担とし、被控訴人 W に生じた費用はこれを50分し、その8を被控訴人 W の負担とし、その余を控訴人の負担とし、被控訴人大学に生じた費用はこれを60分し、その9を被控訴人大学の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)及び(2)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

10 第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、550万円及びこれに対する被控訴人 W につき令和2年2月21日から、被控訴人大学につき同月20日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 3 被控訴人大学は、控訴人に対し、110万円及びこれに対する令和2年2月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨（以下、略称の使用は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

20 控訴人は、平成28年4月から平成30年3月までの間、被控訴人大学の文学
学院の大学院修士課程現代文芸コースに在籍した者であり、被控訴人 W は、
控訴人が同コースに在籍していた当時、同コースの教授の職に在り、平成28年
4月から平成29年5月半ば頃までの間、控訴人の指導教員を務めた者である。

25 本件は、控訴人が、①現代文芸コース在籍中に、被控訴人 W からハラスメン
トを受けたこと及び被控訴人大学が同ハラスメントに対して適切な対応をしな
かったことにより精神的苦痛を受け、現代文芸コースを退学せざるを得なかつた
旨主張し、被控訴人 W に対しては不法行為に基づく損害賠償として、被控訴人

5 大学に対しては使用者責任及び債務不履行に基づく損害賠償として、連帯して、
550万円及びこれに対する訴状送達日の翌日（被控訴人Wにつき令和2年2
月21日、被控訴人大学につき同月20日）から支払済みまで民法（平成29年
法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延
10 損害金の支払を求めるとともに、②現代文芸コースを退学後、被控訴人大学に対
して上記①のハラスメントを受けたことなどを報告したにもかかわらず、被控訴
人大学は控訴人の被害回復に尽くすべき義務を怠った旨主張して、被控訴人大学
に対し、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償として、110万円及びこれ
に対する訴状送達日の翌日である同日から支払済みまで民法所定の年5分の割
15 合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を、上記①につき55万円及びこれに対する遅延損害金
の連帯支払を求める限度で及び上記②につき5万5000円及びこれに対する
遅延損害金の支払を求める限度で各認容し、その余を棄却したところ、敗訴部分
を不服として、控訴人が本件控訴をした。

15 2 前提事実等

前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次項のとおり原判決を
補正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりである
から、これを引用する（以下、原判決引用部分中に「被告W」とあるのを「被
20 控訴人W」と、「被告早稲田大学」とあるのを「被控訴人大学」と、それぞれ読
み替える。）。

3 原判決の補正

(1) 原判決4頁3行目末尾に、改行して次のとおり加え、同頁4行目の「ア」を
削除する。

「ア 控訴人は、創作に関心があったため、現代文芸コースの入学試験（二次
25 試験）を受けた際に提出したアンケートに、希望するゼミはH教授のゼ
ミである旨を記載したが、本件合格の際、被控訴人大学から、被控訴人W

■が控訴人の指導教員となることを告げられた。その後、被控訴人 W は、控訴人に対し、他の指導教員が控訴人の指導教員となることを引き受けなかったために被控訴人 W が控訴人の指導教員になった旨を説明した。

(原審控訴人本人 2 頁、原審被控訴人 W 本人 2 4 頁)

5 (2) 原判決 4 頁 7 行目の「原告」から同行の「行った。」までを「控訴人は、平成 29 年 4 月 20 日の夜、被控訴人 W に誘われ、被控訴人大学の近くにある飲食店に被控訴人 W と二人で行った。」と改める。

(3) 原判決 4 頁 20 行目の「父」を「控訴人の父」と改める。

10 (4) 原判決 6 頁 1 行目の「ある」を「あり、偶発的・一回的なものではなく、常習的にされていた」と改め、同頁 2 行目末尾に次のとおり加える。

「本件ハラスメント行為は、個々の行為として不法行為と認められるものであるし、仮に認められないとしても、被控訴人 W の控訴人に対する一連のハラスメントの一環の行為であると認められる。」

15 (5) 原判決 6 頁 6 行目の「セクシャルハラスメント」の後に「(以下「セクハラ」ということがある。)」を加える。

(6) 原判決 7 頁 1 行目の「どうしようと」のあとに「思ったと」を加える。

(7) 原判決 7 頁 9 行目の「パワーハラスメント」の後に「(以下「パウハラ」ということがある。)」を加える。

(8) 原判決 8 頁 8 行目の「飲食店において、」の後に「控訴人に対し、」を加える。

20 (9) 原判決 9 頁 8 行目の「被告 W から同頁 9 行目末尾までを次のとおり改める。

「被控訴人 W は、控訴人がトイレで着替えてくると想定していたところ、その想定に反し、控訴人が他の受講者のいるその場で着替えを始めたことに驚き、とっさに本件授業時発言行為をしたのであり、同行為は違法なものではない。」

25 (10) 原判決 9 頁 24 行目から 25 行目にかけての「原告が」の後に「いざとなったら」を加える。

(11) 原判決12頁9行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「なお、M教授は、控訴人の指導教員を被控訴人WからH教授に変更する
5 手続に協力したが、これをもって、控訴人の被害回復に尽力したことにはな
らない。控訴人は、被控訴人Wと接触せずに済むための緊急避難的な措置と
して、指導教員の変更を希望したにすぎず、これを最終的な解決として受け入
れたわけではない。仮に、ハラスメント防止室に申告することによって、指導
10 教員の変更と被控訴人Wの謝罪を同時に実現することができたのであれば、
控訴人は、その方法を選択していたと思われるし、せめて、被控訴人Wの謝
罪は求めたいと希望していた。指導教員の変更がされたからといって、ハラ
ズメントが不問に付され、放置されてよいはずがない。」

M教授は、ハラスメントの相談に対応する教員の義務として、ハラスメン
15 ト防止室への申告を進めるべきであったにもかかわらず、これを怠ったもので
ある。また、M教授の行為①から⑩までを全体としてみれば、一連の動きを
もって不法行為と評価することも可能である。」

(12) 原判決15頁8行目及び同頁9行目の各「教育環境」をいずれも「研究の環
境」と改める。

(13) 原判決17頁23行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「なお、控訴人は、退学時において、語学及び演習科目の授業等の単位の不足
20 があったが、最初から退学の意味があったわけではなく、語学の授業にも受講
申込みをしていた。退学の原因は、被控訴人W、M教授等のハラスメント
により体調を崩し、大学に行くことに抵抗を感じるようになり、ほとんど授業
に出席することができなくなったからである。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は、前記第2の1①のものについて、被控訴人らに
25 対して88万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を、同②のものについて、
被控訴人大学に対して11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を、それぞれ

求める限度で理由があり、その余は理由がないと判断する。その理由は、次項のとおり原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- 5 (1) 原判決18頁18行目の「対し、」の後に「控訴人の外見について」を加える。
- (2) 原判決18頁23行目の「頭、肩及び背中」を「頭及び肩」と改める。
- (3) 原判決18頁25行目の「雨の中」の後に「を自転車で」を、同頁26行目の「上着」の後に「(パーカー)」を、それぞれ加え、19頁3行目の「甲4」
10 を「甲3」と改める。
- (4) 原判決19頁7行目の「ア」を削除し、同頁10行目の「その際」から同頁11行目の「なかった。」までを「控訴人は、被控訴人 **W** が控訴人の指導教員であったため、被控訴人 **W** の誘いを断ることなく応じていたが、本音は気が進まなかった。」と改め、同頁13行目冒頭から同頁19行目末尾までをいずれも削除する。
15
- (5) 原判決19頁22行目の「甲3」を「甲8」と改める。
- (6) 原判決20頁12行目の「平成29年4月20日」の後に「の夜、控訴人を誘って、被控訴人大学の近くにある飲食店に行き、同」を、同頁14行目の「冗談で」の後に「いざとなったら」を、同頁26行目の「出た後、」の後に「現代文芸コースの」を、それぞれ加える。
20
- (7) 原判決21頁11行目から12行目にかけての「卒業は大丈夫なんですか」を「卒業できるんですか」と、同頁13行目の「33頁」を「35頁」と、それぞれ改める。
- (8) 原判決22頁4行目の「**B**」を「現代文芸コースにおける控訴人の同期生であり、**K** 教授を指導教員としていた **B** と、同頁6行目、同頁8行目(2か所)及び同頁10行目の各「同期」をいずれも「同期生」と、それぞ
25

れ改め、同頁9行目の「乙ロ12」の後に「、原審証人 **B**」を加える。

(9) 原判決23頁5行目の「8」を「10」と改める。

(10) 原判決23頁7行目の「原告」から同頁15行目の「そこで、」までを削除し、同頁15行目の「原告に対し、」の後に「控訴人が自身の指導教員となつてほしいと希望している」を加え、同頁16行目の「このこと」を「控訴人が被控訴人 **W** からハラスメントを受けたこと」と改める。

(11) 原判決24頁2行目冒頭から同頁4行目の「様子を見る」までを「指導教員を変更する可能性も念頭に置いて対応することとし、まずは連休明けの授業に二、三回出席してみて、被控訴人 **W** の様子をうかがう」と改める。

(12) 原判決24頁13行目末尾に「(後掲証拠のほか、甲3、乙ロ12)」を加える。

(13) 原判決24頁16行目の「手続には、」の後に「新しい指導教員及び運営主任の許可があればよく、」を加え、同頁17行目の「承認を得る必要がある」を「許可は不要であるが」と、25頁1行目の「旨の」を「旨を」と、それぞれ改める。

(14) 原判決25頁3行目の「対し、」の後に「㉗」を、同頁8行目から9行目にかけての「回答を、」の後に「㉘」を、同頁12行目の「回答を、」の後に「㉙」を、同頁15行目の「回答を、」の後に「㉚」を、それぞれ加え、同頁16行目の「原告は」から同頁17行目の「かの」までを「指導教員を変更する場合は **H** 教授となるということによいのかという趣旨の」と改める。

(15) 原判決25頁18行目の「㉛」を「㉜」と、同頁22行目の「㉝」を「㉞」と、それぞれ改める。

(16) 原判決26頁3行目の「また」から同頁7行目末尾までを削除する。

(17) 原判決30頁11行目の「同日」を「同月18日」と改める。

(18) 原判決30頁23行目冒頭から同行末尾までを削除する。

(19) 原判決31頁1行目の「6月」を「5月」と改める。

- (20) 原判決 3 1 頁 1 0 行目の「平成 2 9 年 1 1 月頃」を削除する。
- (21) 原判決 3 2 頁 6 行目の「送付」を「送信」と改める。
- (22) 原判決 3 3 頁 2 行目の「規則 (」の後に「乙ロ 5。」を加え、同頁 8 行目の「(乙ロ 5)」を削除する。
- 5 (23) 原判決 3 4 頁 2 0 行目の「一部」の後に「を」を、同頁 2 2 行目の「1 3」の後に「、弁論の全趣旨」を、それぞれ加える。
- (24) 原判決 3 5 頁 1 0 行目の「送信」から同頁 1 2 行目末尾までを「送信した。」と、同頁 1 6 行目の「中国古典語」を「中国古典語 2」と、それぞれ改め、同頁 1 6 行目末尾に次のとおり加える。
- 10 「なお、現代文芸コースでは、卒業必要単位に関し、外国語科目につき、1 言語で 4 単位 (同一種類の外国語を選択) 又は 2 言語で 4 単位 (異なる種類の外国語を組み合わせて選択) が必修とされている。」

- (25) 原判決 3 5 頁 2 0 行目冒頭から 3 6 頁 2 1 行目末尾までを次のとおり改める。

15 「控訴人は、前記第 2 の 3 (1) (原告の主張) ア記載の過程により、被控訴人 W ■ が控訴人との間で、指導教員と大学院生としての地位よりも強い支配従属関係を構築していた旨主張する。

20 この点に関し、大学院における指導教員は、学生に対し、日常的な教育、研究における指導権限を有しているのみならず、単位や修了の認定等についての判断権も有することから、その力関係において著しく優位にあることは明らかである。また、控訴人は、被控訴人 W ■ から、他の指導教員が控訴人の指導教員となることを引き受けなかったために被控訴人 W ■ が控訴人の指導教員になったと説明されていたことや、控訴人のみが飲み会に誘われるなどしていたことから、自分が被控訴人 W ■ に目をかけられているものと認識していた。

25 上記のとおり、大学院生は、指導教員との力関係に差があるため、指導教員の要求に対し、それが自分の望んだことでなくとも、本音や言いたいことを伝

えずに、自分の置かれた立場を考慮して黙って受け入れることも起こり得るものであるが、控訴人においては、更に上記の事情もあったことから、そのような関係を支配従属関係と評価することはおくとしても、上記のような出来事が起こりやすい状況にあったといえる。

以下では、これを前提に被控訴人 **W** の行為の違法性について判断する。」

(26) 原判決 36 頁 23 行目冒頭から同行末尾までを削除し、37 頁 6 行目の「できないし、」を「できない。」と改め、同行の「仮に」から同頁 14 行目末尾までを削除する。

(27) 原判決 37 頁 16 行目冒頭から同行末尾までを削除し、同頁 18 行目の「対し、」の後に「控訴人の外見について」を、同頁 20 行目末尾の後に「したがって、被控訴人 **W** が上記発言をしたことをもって直ちに、そのことが不法行為法上違法との評価を受けるセクハラに当たるものであるとまでは認められない。」を、それぞれ加え、同頁 21 行目冒頭から 38 頁 4 行目末尾までを削除する。

(28) 原判決 38 頁 8 行目の「頭、肩及び背中」を「頭及び肩」と改め、同頁 13 行目の「これらの行為」から同頁 17 行目末尾までを「これらの行為をもって直ちに、同行為が不法行為法上違法との評価を受けるセクハラに当たるものであるとまでは認められない。」と改める。

(29) 原判決 38 頁 22 行目末尾に「そうすると、本件キス発言行為を認めることはできない。」を加え、同頁 23 行目冒頭から 39 頁 2 行目末尾までを削除する。

(30) 原判決 39 頁 4 行目冒頭から同行末尾までを削除し、同頁 5 行目の「ア」を「ア」と改め、同頁 6 行目の「雨の中」の後に「を自転車で」を、同行の「上着」の後に「(パーカー)」を、それぞれ加え、同頁 7 行目の「ところ」を「際」と改める。

(31) 原判決 39 頁 17 行目の「イ」を「イ」と改め、40 頁 1 行目冒頭から同頁

4行目末尾までを削除する。

(32) 原判決40頁6行目冒頭から同行末尾までを削除し、同頁10行目の「したがって」から及び同頁18行目末尾までを「したがって、これらの行為をもって直ちに、同行為が不法行為法上違法との評価を受けるパワハラに当たるものであるとまでは認められない。」と改める。

(33) 原判決40頁23行目の「あったこと」から41頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「あったこと、控訴人は、被控訴人 W が控訴人の指導教員であったため、被控訴人 W の誘いを断ることなく応じていたが、本音は気が進まなかったことが認められる。これらの行為の内容、頻度、控訴人の心情、控訴人と被控訴人 W との力関係に照らすと、これらの行為は、不法行為法上違法との評価を受けるセクハラ及びパワハラに当たるものと認められる。」

(34) 原判決41頁5行目冒頭から同頁6行目の「ア」までを削除し、同頁8行目の「生徒」を「学生」と、同頁11行目の「かえって」から同頁15行目末尾までを「被控訴人 W が控訴人に対して深夜2時まで飲み会に参加するよう強要したとまでは認め難い。」と、それぞれ改め、同頁16行目冒頭から同頁26行目末尾までを削除する。

(35) 原判決42頁25行目冒頭から同行末尾までを削除し、43頁5行目の「指導教員」から同頁12行目末尾までを「これらの行為をもって直ちに、同行為が不法行為法上違法との評価を受けるハラスメントに当たるものであるとまでは認められない。」と改める。

(36) 原判決43頁20行目の「前記」から同頁21行目の「しかしながら、」までを削除する。

(37) 原判決44頁16行目の「他方で、」の後に「控訴人は、」を加える。

(38) 原判決45頁10行目の「参加」から同頁13行目末尾までを「参加したことをもって直ちに、当該行為が不法行為法上違法との評価を受けるハラスメン

トに当たるものであるとまでは認められない。」と改める。

5 (39) 原判決45頁15行目冒頭から同行末尾までを削除し、同頁17行目の「卒業は大丈夫なんですか」を「卒業できるんですか」と、同頁22行目の「平成28年」を「同年」と、それぞれ改め、同頁24行目の「被告W」から同頁25行目の「なく、」までを削除し、46頁3行目の「すること」から同頁11行目末尾までを「したことをもって直ちに、当該行為が不法行為法上違法との評価を受けるハラスメントに当たるものであるとまでは認められない。」と改める。

10 (40) 原判決46頁13行目冒頭から同頁15行目末尾までを次のとおり改める。

「以上のとおり、本件ハラスメント行為のうち、本件授業時発言行為、本件会食要求及び食事シェア行為並びに本件おれの女発言行為については、不法行為法上違法との評価を受けるハラスメントに当たるものと認められ（前記(6)、(8)、(12)、その余の行為については、控訴人の主張する事実が認められないか、又は、不法行為法上違法との評価を受けるハラスメントに当たるとまでは認められない。」

15 (41) 原判決47頁16行目の「(そうである)から同頁18行目から19行目にかけての「していた。)」までを削除し、同頁22行目の「義務」の後に「(以下「控訴人に対する適切配慮義務」という。)」を加える。

20 (42) 原判決48頁14行目の「専攻分野」を「修士論文テーマの」と、同頁17行目の「M」を「M教授」と、それぞれ改める。

(43) 原判決49頁8行目の「しかしながら」を削除し、同頁15行目冒頭から同頁21行目末尾までを次のとおり改める。

25 「しかしながら、円滑に指導教員の変更を行うための便法とはいえ、セクハラ
の被害者である控訴人が指導教員の変更を申し出たことに関し、控訴人に対して加害者である被控訴人Wへの謝罪を求めることは、控訴人に対する適切配慮義務を負う教員として、不適切な行為であることは明らかである。もっとも、

M 教授において、本件メール3を送った意図や、P 教授の指摘を受けて直ちに上記④の部分を撤回していること、実際に控訴人が被控訴人 W に謝罪することはなかったこと等の事実関係に鑑みると、M 教授の行為④をもって直ちに、不法行為法上違法なものであるとまではいい難い。」

5 (44) 原判決50頁21行目の「変更」から同頁22行目末尾までを「変更について消極的な意見を述べたものであるとは認め難い。」と、同頁24行目の「方法」から同頁26行目の「した」までを「方法があることは認識していたが、これについては手続が煩雑で大変であるというデメリットがあると考えており、そのことを控訴人に伝えた」と、それぞれ改める。

10 (45) 原判決51頁3行目の「示し」から同頁4行目の「あるが」までを「示したものであるが」と改め、同頁7行目冒頭から52頁11行目末尾までを次のとおり改める。

「指導教員の変更は、控訴人と被控訴人 W との間にある学生とその指導教員との関係を解消するものであることから、ハラスメント被害に遭った控訴人にとって相応の利点がある方法といえる。もっとも、ハラスメント防止室に相談した場合は、事案に鑑み、被控訴人 W からの事情聴取等の調査や、調査結果を踏まえた被控訴人 W に対する責任追及及び相応の処分も想定されるのに対し、指導教員の変更により被控訴人渡部の責任が特段追及されるものではなく、現代文芸コースでは依然として、控訴人と被控訴人 W との間に学生と教授という関係が続くことから、控訴人が再度ハラスメントの被害に遭うおそれも否定できないものといえる。そうすると、M 教授において、上記のような手続の相違を控訴人に十分説明することなく、ハラスメント防止室への相談について消極的な意見を表明したことは、控訴人に対する適切配慮義務を負う者として不適切な対応であったというべきである。

25 他方、前記認定事実のとおり、控訴人は、本件相談に先立ち T 助教に被控訴人 W のハラスメントについて相談した時に、被控訴人 W を慕って

る学生も多いことから、ハラスメント問題を公にして被控訴人 **W** を追及し「首にする」ことまでは考えておらず、指導教員を **H** 教授に変更することが一番良いという考えを明らかにしており、その後、指導教員変更の手續について事務所に相談し、ハラスメントについてはハラスメント防止室で相談できる旨の説明を受けた後も、自らハラスメント防止室に出向くことや、**M** 教授、**H** 教授及び **P** 教授（以下、この3名を併せて「**M** 教授ら」ということがある。）に対してハラスメント防止室の利用について相談することなどはなく、**M** 教授らとのやり取りにおいても、ハラスメント問題を理由に指導教員を変更するのではなく専門分野の変更を理由とするという方針を共有し、これに対し異議を述べていなかったことが認められる。このような控訴人の対応は、ハラスメント相談室に被控訴人 **W** のハラスメントを申告した場合の波及効果等を考慮した上で、問題解決の手段として、指導教員変更の方法を採ることとしたものと推認されるが、これをもって不自然、不合理な対応であると評価することはできない。

そして、以上のような事実関係の下では、ハラスメント防止室の利用について否定的な意見を述べた上記 **M** 教授の発言は、結論において当時の控訴人の意向に反するものではなく、これにより控訴人のハラスメント防止室の利用を積極的に妨げたこともうかがえないことから、控訴人の性的自由に関する人格権や良好な学習環境で学習する利益を侵害する（又は控訴人の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠る）不法行為法上違法な行為、又は債務不履行に当たるとまでは認め難く、これに反する控訴人の主張を採用することはできない。」

(46) 原判決56頁22行目末尾に次のとおり加える。

「また、控訴人は、**I** 准教授が同人の講義において、被控訴人 **W** によるセクシュアルハラスメント発言を擁護する発言をしたと主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠は提出されておらず、同主張を採用することはできな

い。」

(47) 原判決56頁26行目の「平成29年11月頃」を削除する。

(48) 原判決57頁9行目の「(3)エ」を「(3)オ」と改め、同頁10行目の「原告に対し、」の後に「控訴人が成長できたことについては被控訴人 W のおかげという面もあるとして、」を加える。

(49) 原判決58頁1行目の「6月末」を「6月」と改める。

(50) 原判決58頁19行目冒頭から59頁8行目末尾までを次のとおり改める。

「ウ また、上記イの説示に照らすと、被控訴人大学を退学後に、在学中のハラスメント被害について、退学者から被控訴人大学に申告があった場合においても、その後の被控訴人大学による上記被害の調査等の際に、申告者の具体的な権利又は法律上保護すべき利益が侵害されたような場合は格別、被控訴人大学において、信義則を根拠として、上記申告者の申告を受理すべき法的義務や、所定の調査を実施すべき法的義務等を負うものと解することは困難である。被控訴人大学がハラスメント被害の相談や調査に当たるに際し、誠実に対応することが望まれることはいうまでもないが、これらの相談、調査への対応については、基本的に被控訴人大学に裁量があるものと解される。

以下では、これを前提に被控訴人大学の行為の違法性について検討する。」

(51) 原判決59頁16行目の「原告」から同頁17行目の「がある」までを「中途退学者であることを理由に控訴人の申出を取り上げない」と改める。

(52) 原判決59頁18行目の「規程(」の後に「乙ロ1。」を加える。

(53) 原判決60頁24行目から25行目にかけての「受け入れなかった」を「受け入れる姿勢を示さなかった」と改める。

(54) 原判決61頁12行目の「持参」の後に「の要否」を、同頁18行目、62頁2行目及び同頁8行目の各「照らして」の後にいずれも「不法行為法上」を、それぞれ加える。

(55) 原判決62頁14行目冒頭から同頁18行目末尾までを削除し、同頁19行

目の「イ」を「ア」と改める。

(56) 原判決63頁8行目の「調査が適正ではなかった」を「調査において、控訴人の具体的な権利又は法律上保護すべき利益が侵害されたもの」と改める。

(57) 原判決63頁12行目の「ウ」を「イ」と、64頁5行目の「調査が適正で
なかった」を「調査において、控訴人の具体的な権利又は法律上保護すべき利益が侵害されたもの」と、それぞれ改める。

(58) 原判決64頁15行目の「原告に対し、」の後に「本件会食要求及び食事シェア行為、」を加える。

(59) 原判決65頁1行目の「語学」から同頁2行目の「ことから」までを「語学の授業には余り関心がなく、就職するつもりもなかったのだ」と、同頁13行目の「50万円」を「80万円」と、それぞれ改める。

(60) 原判決65頁22行目の「ウ」を「イの」と、同頁24行目から25行目にかけての「5万円」を「10万円」と、それぞれ改める。

(61) 原判決65頁26行目冒頭から66頁2行目末尾までを次のとおり改める。

「(3) 控訴人が本件訴えの提起、追行等を訴訟代理人に委任したことは記録上顕著であるところ、本件事案の難易、認容額等を勘案すると、上記(1)の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用を8万円と認め、上記(2)の不法行為又は債務不履行と相当因果関係のある弁護士費用を1万円と認めるのが相当である。」

(62) 原判決66頁3行目の「55万円」を「88万円」と、同頁5行目の「5万5000円」を「11万円」と、同行の「60万5000円」を「99万円」と、それぞれ改める。

3 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における以上の認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は、前記第3の1の理由のある限度でこれを認容

し、その余の請求を棄却すべきところ、これと一部異なる原判決は失当であるから、本件控訴はその限度で理由がある。

よって、原判決を上記の判断のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

5

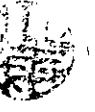
東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

増田 稔 


10

裁判官

小海 隆則 

15

裁判官

山門 優 

これは正本である。

令和6年2月22日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 押見容子

